

現金送付型の架空料金請求詐欺による高額被害が発生 (6/20)

令和6年7月頃、胆振総合振興局管内居住の70歳代女性宅の固定電話に、防犯協会を名乗る男から電話があり、協会員として名前が名簿に載っている旨及び登録番号を伝えられた。その後、別の男からの電話で「登録番号を教えて欲しい。」と言われ、登録番号を教えたところ、防犯協会を名乗る男から「番号を教えるのは詐欺になるため逮捕される。逮捕を免れたければ保釈保証金を支払う必要がある。」などと言われ、指定された住所宛に複数回、宅配便で現金を送付し、合計4,500万円をだまし取られる被害が発生。

- ※ 電話で「現金送って」は詐欺です！
宅配便やレターパック等で現金を送ることは約款等により禁じられており、送ることは出来ません！

被害防止のポイント、

- 電話で「訴訟取り消し費用」「保釈保証金」などと言われ、現金を宅配便などで送付するよう言われたときは、必ず最寄りの警察や # 9110に相談してください！

【金融機関の皆様へ】

- 詐欺被害者が高額現金の引き出しに訪れる可能性がございますので、声掛けやモニタリングを強化していただき、不審な取引等を認めた場合は、積極的な通報をお願いします。

【宅配業者の皆様へ】

- 宅配便を利用して現金を送付させる手口においては、被害者の方は、数日の間に複数回送付させられるという特徴があります。また、荷主に動揺が窺えるなど、少しでも不審点が認められる場合には、
 - ・ 宅配便での現金送付を指示される特殊詐欺被害が発生していること
 - ・ 宅配便での現金送付は約款で禁止されており、指示されたら「詐欺」であることを説明の上、積極的な声掛けをお願いします。

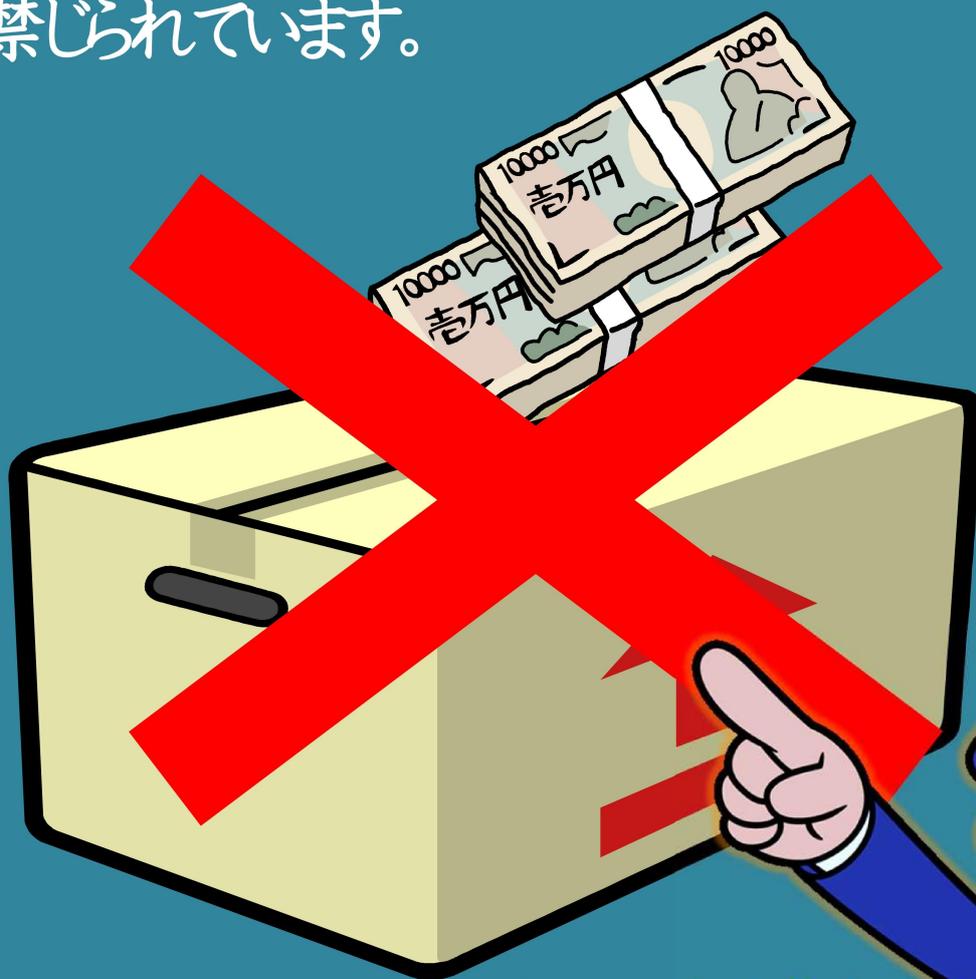
【すべての事業者等の皆様へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様に伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。

0 1 1 - 2 5 1 - 0 1 1 0 (内線3037)

ちょっと待って！ 「現金送って」は詐欺です！

宅配便やレターパック等で現金を送ることは約款等により禁じられています。



こんなイガキや電話などきていませんか？

- 未納料金を支払え
- 訴訟取消費用を支払え
- 保釈保証金を支払え

このようなイガキやメール、電話は詐欺！

北海道警察